

平成十四年五月二十八日受領
答 弁 第 六 一 号

内閣衆質一五四第六一号

平成十四年五月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員北川れん子君提出原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆる被ばく線量登録管理制度（以下「登録管理制度」という。）において、放射線業務従事者等につき財団法人放射線影響協会（以下「放影協」という。）に設けられた放射線従事者中央登録センター（以下「中央登録センター」という。）で行われる各種の登録の項目の名称及びその数は、別表一のとおりであり、住所及び本籍は登録すべき項目とはされていないと承知している。

右登録を行うのは、登録管理制度に参加している事業者（以下「参加事業者」という。）及び放射線管理手帳発効機関（以下「手帳発効機関」という。）であるところ、参加事業者が放射線業務従事者等からどのようにして住所情報を得ているかまでは把握していないため、お尋ねの「現場で作業に入る前に労働者が書く書類」における住所記載の有無及び御指摘の「過去には民宿の住所ですませたこともあった」との事実の存否についてはお答えすることができない。

放影協が行っている原子力発電施設等放射線業務従事者に係る疫学的調査（以下「放射線疫学調査」と

いう。)における調査対象者の住所の確認については、生死確認の追跡調査に当たり、放影協において、参加事業者等の協力を得て調査対象者の住所情報を入手し、住所地の市区町村長から住民票又は住民票の除票の写し(以下「住民票等」という。)の交付を受けることにより行っている。住民票等の交付を受けることができた者については、雇用先が倒産又は廃業したとしても、住民票等により住所を確認することが可能である。

放射線業務従事者等の住所が中央登録センターに登録すべき項目とされていないことは、外国人についても同様である。また、当該外国人が本国へ帰った場合、生死確認の追跡調査等を行うことはできない。

二について

平成二年度から平成六年度までに実施された放射線疫学調査(以下「第Ⅰ期調査」という。)におけるお尋ねの「登録のみの場合」とは、中央登録センターに事前登録がされたものの、実際には当該登録に係る者が放射線業務に従事しなかった場合をいう。この場合は、これらの者を放射線疫学調査の対象から除外したことから、参加事業者等に対し住所情報の提供を求めなかったものである。

三について

第Ⅰ期調査の調査対象は、平成元年三月三十一日までに中央登録センターに事前登録された者のうち、日本原子力研究所若しくは動力炉・核燃料開発事業団の施設又は商業用原子力発電施設で放射線業務に従事した者（日本国籍を有しない者及び女性を除く。）である。

平成七年度から平成十一年度までに実施された放射線疫学調査（以下「第Ⅱ期調査」という。）の調査対象は、平成七年三月三十一日までに中央登録センターに事前登録された者のうち、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団（平成十年十月一日以降においては核燃料サイクル開発機構。以下同じ。）、日本原燃株式会社若しくは登録管理制度に参加している核燃料の加工事業者等の施設又は商業用原子力発電施設で放射線業務に従事した者（日本国籍を有しない者を除く。）である。

このように、核燃料の加工事業者等の施設で放射線業務に従事した者については、第Ⅰ期調査では調査対象としていないが、第Ⅱ期調査では参加事業者の施設で放射線業務に従事した者を調査対象としている。医療関係機関で放射線業務に従事した者については、医療関係機関が参加事業者ではないため、いずれの調査においても調査対象としていない。研究機関で放射線業務に従事した者については、いずれの調査においても参加事業者である日本原子力研究所又は動力炉・核燃料開発事業団で放射線業務に従事した

者を調査対象としている。廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設で放射線業務に従事した者については、第Ⅰ期調査では日本原子力研究所の施設で放射線業務に従事した者を、第Ⅱ期調査では日本原子力研究所又は日本原燃株式会社の施設で放射線業務に従事した者を調査対象としている。

四について

第Ⅱ期調査の解析対象から除外された者について、お尋ねの（一）から（七）までのグループの人数の内訳は、別表二のとおりである。

御指摘の「（一）放射線業務に従事しなかった者」とは、中央登録センターに事前登録がされたものの、実際には放射線業務に従事しなかった者であり、登録された時点では放射線業務に従事することが予定されていたため登録されたものと考えられる。

放影協において算出したところ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の施行の日から平成十年三月三十一日までにおける「（二）日本国籍を有しない者」の一人当たりの平均累積線量は四・七ミリシーベルト、累積線量の最大値は二百・七ミリシーベルト、累積線量の最小値は零ミリシーベルトであったと聞いている。また、同期間における「（三）住所情

報が得られなかった者」の一人当たりの平均累積線量は一・四ミリシーベルト、累積線量の最大値は二百六十六・五ミリシーベルト、累積線量の最小値は零ミリシーベルトであったと聞いている。

五について

お尋ねの調査は、放射線による健康への影響に関する疫学的調査の手法の一つであり、広島及び長崎の原子爆弾被爆者に対する疫学的調査や、アメリカ合衆国、カナダ等における原子炉等の施設の放射線業務従事者に対する疫学的調査でも広く採用されている。

原子爆弾被爆者の疫学的調査からも、低線量域の放射線による健康への影響は発がんが主であるとされており、放射線疫学調査もまず低線量域の放射線とがんとの関連について明らかにすることを目指している。これまでの調査では、解析対象集団の平均年齢が若いため同集団における死亡者が少なく、統計的に十分に信頼性のある結果を得るには至っていないが、今後、調査を継続することにより、得られる結果の信頼性が高くなることが予想されるため、今後も調査を継続することが必要である。

なお、御指摘の第Ⅱ期調査の報告書の記述のとおり、致死率の低いがんについては、死亡についての調査のみでは放射線とがんとの関連を正確に把握することは困難であるため、補助的な調査として、放射線

業務従事者のがん罹患状況に関する調査の実施の可能性について検討を行っている。

六について

放射線管理手帳（以下「手帳」という。）の取扱い、記入等の事務手続に関しては、中央登録センターが「放射線管理手帳運用要領（事業者用）」及び「放射線管理手帳記入要領（事業者用）」（以下「運用・記入要領」という。）を作成しており、これらに基づいて手帳の記入その他の運用が行われていると承知している。

運用・記入要領においては、参加事業者は、事業所で作業者を放射線業務に従事させる場合は手帳を携行させること、手帳の保管は原則として当該放射線業務従事者等を雇用している参加事業者が行うこと、参加事業者が手帳の記入をする際には、原則として黒ボールペンを使用し、自動記帳機の場合は黒リボンをを用いること等とされている。

手帳に記載されている被ばく線量等の数字と中央登録センターに登録された線量記録等を照合して確認することについては、手帳の記入等の運用が放影協と参加事業者及び手帳発効機関との間の契約に基づいて自主的に行われているものであること並びに手帳の記入等の運用状況にかんがみ、政府が、個別の手

帳の内容について確認する必要があるとは考えていない。放射線業務従事者等は、自己の放射線管理の記録等について、雇用する参加事業者等に申し出て照会することができると承知している。

また、運用・記入要領において、放射線業務従事者等が退職等で離職する場合には、本人に手帳を渡さなければならぬとされているところ、これを法令等で義務付けることについては、手帳の運用が放影協等において自主的に行われていることにかんがみ、その必要があるとは考えていない。

七について

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項に定める健康管理手帳（以下「健康管理手帳」という。）は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十三条に定めるものに従事していた者のうち、一定の要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に交付しているものであるところ、同条に定める業務に放射線業務は含まれておらず、現在、放射線業務に従事していた者に対しては、健康管理手帳は交付されていない。

放射線業務については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一

号)により、個々の放射線業務従事者につき被ばく限度を超えないことが事業者に義務付けられ、その遵守が徹底されているところであつて、健康管理手帳による離職後の健康管理が必要とまでは言えないと考えている。

八について

第Ⅰ期調査は平成二年度から平成六年度にかけて実施されたが、平成五年度末の時点で生死の確認ができた集団が解析の対象とされた。一方、第Ⅱ期調査では、平成六年度以降に生存が確認された者を含めて第Ⅰ期調査からの継続分として追跡調査が行われたため、お尋ねのように解析の対象者が増加しているものである。

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、放射線業務従事者等が健康診断を受診することは、公立病院においても可能である。

一〇について

お尋ねの「電離放射線労働災害補償制度」及び「原子力損害賠償請求」の「適用」が何を指すのか明らか

かではないが、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の請求がなされた場合には、同法第四十六条に基づき、行政庁は、使用者等に対して、必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるものとされており、これは、保険給付の請求が被ばくによって疾病を発症したとして行われる場合も同様である。原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）においては、原子力事業者がデータを提出することは義務付けられていない。

一一について

第Ⅰ期調査及び第Ⅱ期調査の報告書は、これまでの調査では、「低線量域の放射線が悪性新生物の死亡率に影響を及ぼしているとの明確な証拠は見られなかった」としつつ、解析対象集団が「低線量域の放射線被ばくに伴うがん死亡率のリスクを評価するのに足る十分な統計学的検出力を持つには至っていない」ことから、「低線量域の放射線と健康影響についてより信頼性の高い科学的知見を得るためには、長期にわたる観察が必要」などと述べており、「影響がない」と断定しているものではないから、御指摘は当たらないと考える。

放射線疫学調査の信頼性を向上させるためには、長期にわたる生死確認の追跡調査、死因調査等を通じ

て取得した多くの調査データについて統計解析等を実施する必要があることから、今後とも調査を行うことが必要であると考えている。

なお、放射線疫学調査では二十歳から八十四歳までの死亡者を対象にしており、死亡率を比較する場合は、同じ年齢分布の集団間で比較する必要があると考える。

一二について

放射線疫学調査は、文部科学省の委託により放影協が実施しているものであり、コンピュータプログラムの開発やデータの入力等調査の補助的な作業の一部を除き、放影協に設置された放射線疫学調査センターの職員が、国内の放射線科学、疫学、統計学等の専門家の指導及び助言を得て実施しているものである。

これまでに第Ⅰ期調査及び第Ⅱ期調査に国が支払った費用の総額は三十九億四千五百七十七万九千円であり、その詳細は、別表三のとおりである。

一三について

放射線疫学調査の報告書の保存期間は、文部科学省文書処理規則（平成十三年文部科学省・文化庁訓令

第一号) 第六十二条により三年とされている。

右報告書は、公開で開催されている原子力委員会及び原子力安全委員会に文部科学省が報告する形で公表され、資料は財団法人原子力安全技術センターの原子力公開資料センター等で公開されている。また、地方においても容易に閲覧できるよう、放影協のホームページにおいて報告書全文を公開する予定であると承知している。

登録の種類	項目の名称	項目の数
事前登録	申請箇所、申請年月日、カナ氏名、漢字氏名、氏名漢字相違区分、生年月日、性別、手帳区分、日本人・外国人区分、特例区分、R I取得番号	十一
指定登録	申請箇所、申請年月日、指定箇所、中央登録番号、指定年月日、指定年月日（訂正前・後）、指定箇所（訂正前・後）、指定年月日（削除）、指定箇所（削除）	九
指定解除登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、データN O（頁・行）、中央登録番号、指定解除箇所、引渡解除箇所、指定解除年月日、引渡年月日（自）～年月日（至）、解除区分、引渡区分、カナ氏名、生年月日	十三
五年経過済記録引渡登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、データN O（頁・行）、中央登録番号、引渡（解除）箇所、引渡年月日（自）～年月日（至）、解除区分、引渡区分、カナ氏名、生年月日	十一
手帳発行登録	申請箇所、申請年月日、中央登録番号、手帳発行年月日、手帳発行区分、手帳発行年月日（訂正前・後）、手帳発行区分（訂正前）、手帳発行年月日（削除）、手帳発行区分（削除）	九
定期線量登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、対象年度、サイト、データN O（頁・行）、中央登録番号、生年月日、実効線量（ミリシーベルト）、実効線量（X値）、カナ氏名	十一
個人識別登録変更及び訂正に係る登録	登録種別、申請箇所、申請年月日、中央登録番号、カナ氏名、漢字氏名、氏名漢字相違区分、日本人・外国人区分、生年月日、性別	十
個人識別登録統合に係る登録	申請箇所、申請年月日、中央登録番号（正）、中央登録番号（削除）、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、中央登録番号、カナ氏名、生年月日、性別、手帳、同一人と判断した理由、従事者の異動歴、備考、その他必要な申請書、連絡事項	十八

(注)

- 一 「事前登録」とは、手帳発効機関が、放射線業務に初めて従事することが予定されている者について行う個人識別項目（カナ氏名、生年月日、性別）等の登録をいう。
- 二 「指定登録」とは、参加事業者が、作業者を当該事業者の原子力施設における従事者等に指定した場合に行う登録をいう。
- 三 「指定解除登録」とは、参加事業者が、従事者等の指定解除を行った場合に行う登録をいう。
- 四 「五年経過済記録引渡登録」とは、参加事業者が、従事者等の記録を保存している期間が五年を超え、その記録を中央登録センターに引渡す場合に行う登録をいう。
- 五 「手帳発行登録」とは、手帳発効機関が、既に中央登録番号が付されている者に手帳を発行する場合等に行う登録をいう。
- 六 「定期線量登録」とは、参加事業者が、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間に従事者の指定を解除した者及び同日現在で従事者に指定中の者について行う、当該期間中における指定箇所ごとの実効線量の合計値等の登録をいう。
- 七 「個人識別登録変更及び訂正に係る登録」とは、手帳発効機関が、事前登録に係る登録内容の変更、訂正又は削除をする場合に行う登録をいう。
- 八 「個人識別登録統合に係る登録」とは、手帳発効機関が、同一人に対して二つ以上の中央登録番号で管理されていることが判明した場合に、登録データを集約していずれか一方の中央登録番号で管理を継続するために行う登録をいう。
- 九 項目の名称は、中央登録センターの作成に係る「被ばく線量登録管理システム処理要領」の項目名による。
- 十 個人識別登録統合に係る登録の複数の「カナ氏名」、「生年月日」及び「性別」については、それぞれ統合後に使用するものと当該登録時に既に登録されているものを指す。

(一) 放射線業務に従事しなかった者	五四、八一一人
(二) 日本国籍を有しない者	三、六八八人
(三) 住所情報が得られなかった者	三六、七〇二人
(四) 平成十一年三月三十一日までに住民票又は除票の交付がなかった者	二八、一九四人
(五) 保存期間五年を超えた除票の交付のあった者	一、八六〇人
(六) 個人の観察期間にわたって年齢が二十歳未満の者及び八十五歳以上の者	九七人
(七) 女性	九四八人

(注)

- 一 (二)の人数は、中央登録センターに事前登録された者の人数(以下「登録者人数」という。)から、(一)の人数を除いたものうち、日本国籍を有しない者の人数である。
- 二 (三)の人数は、登録者人数から、(一)及び(二)の人数を除いたものうち、住所情報が得られなかった者の人数である。
- 三 (四)の人数は、登録者人数から、(一)から(三)までの人数を除いたものうち、平成十一年三月三十一日までに住民票又は除票の交付がなかった者の人数である。
- 四 (五)の人数は、登録者人数から、(一)から(四)までの人数を除いたものうち、保存期間五年を超えた除票の交付があった者の人数である。
- 五 (六)の人数は、登録者人数から、(一)から(五)までの人数を除いたものうち、個人ごとの解析期間の初日に年齢が八十五歳以上であった者及び当該期間の最終日に二十歳未満であった者の人数である。
- 六 (七)の人数は、登録者人数から、(一)から(六)までの人数を除いたものうち、女性の人数である。

別表三

第Ⅰ期調査		第Ⅱ期調査	
国から支払われた費用	一、六七五、一七八、〇〇〇円	国から支払われた費用	二、二七〇、六〇一、〇〇〇円
調査費用の総額 (委託先が調査に要した費用)	一、六七八、一二七、五五二円	調査費用の総額 (委託先が調査に要した費用)	二、二七二、〇二一、七六二円
内訳		内訳	
調査費	六八七、八四八、二五一円	調査費	七九八、〇三七、八〇八円
人件費	五八三、〇八二、四五四円	人件費	七九〇、二九二、一八六円
工具器具備品費	三五五、三五〇円		
その他経費	四〇六、八四一、四九七円	その他経費	六八三、六九一、七六八円